

実 績 評 価 書

平成 1 8 年 7 月

政策体系	番 号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	4	国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること
	I	毒物・劇物の適正な管理を推進すること
担当部局・課	主管部局・課	医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
	関係部局・課	医薬食品局監視指導・麻薬対策課

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	毒物・劇物営業者等に対する立入検査実施率を維持又は向上させること (実績目標を達成するための手段の概要) 毒物・劇物を取り扱う事業者について毒物・劇物の適正な管理を推進するため、毒物劇物監視員が毒物及び劇物取締法第 17 条の規定に基づき、毒物劇物営業者等に対して立入検査を実施し、事業者が法を順守し、毒物・劇物の適正な管理を行っているかどうかを確認する。 ○関連する経費 ・毒物劇物取締法施行費（平成 17 年度予算額） 1 3 百万円 (評価指標の考え方) ・登録届出施設数に対する立入検査施行施設数の割合である立入検査実施率について、各年度ごとに比較することにより、実績目標が達成されているかを評価する。				
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
立入検査施行施設数	42,597	41,448	43,941	42,527	現在集
登録届出施設数	94,978	94,283	91,850	89,110	計中
立入検査実施率 (%)	44.8	44.0	47.8	47.7	
(備 考)	<ul style="list-style-type: none"> ・評価指標は、大臣官房統計情報部が作成する衛生行政報告例による。現在最新版は、平成 16 年度末までのデータであり、平成 17 年度のデータは平成 18 年度末に出る予定。 ・なお、全国の毒物劇物監視員の数は、3,456 名（平成 16 年 4 月 1 日現在）である。 (衛生行政報告例)				
実績目標 2	違反が発見された毒物・劇物営業者等施設の確実な違反改善を図ること (実績目標を達成するための手段の概要) 違反が発見された毒物劇物営業者等に対して、再立入検査や報告書の徴収を行い、違反の改善が行われたことを確認することによって、確実に違反の改善を図る。				

○関連する経費					
・毒物劇物取締法施行費（平成 17 年度予算額） 1 3 百万円					
（評価指標の考え方）					
・違反発見施設数に対する改善確認施設数の割合である違反改善率について把握することにより、立入検査により発見された違反について、確実な違反改善が図られているかを評価する。					
（評価指標）	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
違反発見施設数	5,382	5,579	5,954	5,827	現在調査中
違反発見率（%）	12.6	13.5	13.5	13.7	調査中
違反改善率（%）	—	—	—	—	
（備考）					
・評価指標は、各都道府県に対するアンケート調査により把握することとする。なお、当該指標は平成 1 7 年度実績からの指標となる。（医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室調べ）					
・違反発見施設数及び違反発見率について、平成 1 6 年度までは衛生行政報告例による。					
（参考指標）	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
改善確認施設数	—	—	—	—	現在調査中
（備考）					
・評価指標は、医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室の調べによる。					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析
事業場等における毒物・劇物の適正な管理については、従来より立入検査等を通じ、改善されているところであるが、いまだ毒物・劇物の漏洩・流出事故や盗難事故等が発生している。近年は、事故の発生状況を考慮し、立入検査の対象を販売業から、事故が発生すると被害が大きくなる傾向にある製造業、輸入業にシフトしている。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価
毒物・劇物については、漏洩・流出事故や盗難事故等が発生している状況から、事業場への立入検査による違反の発見、改善指導により、毒物・劇物の適正な管理を推進することが有効であり、立入検査実施率が前年と同程度である状況から、適正な管理の推進に向けた取組がなされたと考えられる。
また、違反を指摘するのみならず、再立入検査や報告書の徴収を行い、発見された違反が確実に改善されたことを確認することにより、立入検査による改善効果をさらに図っているところである。
政策手段の効率性の評価

毒物・劇物の適正な管理については、本来登録業者が自己責任で自主的に点検し、改善すべきものであるが、行政側としては、限られた人員の中で、効率的に立入検査を実施する為、事故の発生状況、過去の立入頻度又は過去の違反状況等を考慮し定期的に立入検査を行っているところである。

また、一度違反を指摘した事項について確実に改善状況を把握することにより、同種の指摘を再度行うことを避けることができ、毒劇物の適正な管理の推進を効率的に行っている。

総合的な評価

立入検査については、製造業、輸入業、業務上取扱者に重点をおいて、過去の立入検査の頻度や違反状況等も考慮に入れて実施されている。さらに、違反が発見された施設については、その後改善が行われたことを確認することで、立入検査による改善効果がさらに高まる。これらにより事業場等における毒物・劇物の適正な管理の推進に向けて進展があったといえる。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- 2** 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- 2** 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

- 平成15年2月7日付け総評総第22号「農薬の使用、管理等に関する行政評価・監視結果に基づく通知」において、農薬の保管管理等の適正化を図る観点から、毒劇物取締法所管部局は、立入検査の実効性を確保するため、改善報告の徴収等を確実にを行うよう指摘を受けている。

これについては、平成15年2月28日付け医薬化発第0228004号「毒物劇物の適正な保管管理等について」等で措置済みであり、平成16年1月28日付け政発第0128001号により違反等が発見し、改善を指摘した場合は、再度立入検査や改善報告の徴収を行うことにより確実に改善されたことを確認するよう都道府県宛通知（平成15年2月28日付け医薬化発第0228004号）したほか、指摘事例のあった9道府県について、今後再度の改善確認等を実施する旨の回答を得たことを回答済みである。

- 「政策評価の点検結果」（平成18年3月、総務省行政評価局）（抄）

事例14 毒物・劇物の適正な管理を推進すること〔厚生労働省実績評価〕

・主な疑問

指標が悪化していると思われる（立入検査による違反発見件数・発見率が上昇）が、「毒物・劇物の適正な管理の推進に向けて進展」と評価されている。

検査で一度発見した事項が改善されていないのではないか

・確認結果

違反発見件数・発見率が上昇しているのは検査基準を厳格化したためだが、同種の違反が改善されずに発見されている可能性もある。今後、改善効果を含めた評価を行うことが検討される

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。